

## 吉和川漁業協同組合内水共第2号、内水共第3号及び内水共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、吉和川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第2号、内水共第3号及び内水共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ及びますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（第4条第1項の専用区におけるにじますのフライ・ルアー釣を除く。）による場合は、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第3条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
【あゆ】 投網		網たけ4メートル 以下	6月1日から11月30日 までの期間で組合が定 めて公示する期間
【ます】 竿釣	七瀬川における虫渡橋 から焼山川と青笹川の 合流点までの区間（以 下「溪流釣専用区」とい う。）を除く		3月1日から8月31日 まで
【ます】 竿釣のうち溪流釣	溪流釣専用区		3月1日から8月31日 まで

【ます】 竿釣のうちにじ ますを目的とす るフライ・ルアー 釣	七瀬川における虫渡橋 から旧岩倉発電所山 堰堤までの区間	1日当りの採捕者 は20人以下	9月1日から12月31日 までの期間で組合が定 めて公示する期間
---	------------------------------------	--------------------	--

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、公示するものとする。

3 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(フライ・ルアー釣専用区の設定)

第4条 廿日市市虫所山虫渡橋から廿日市市旧岩倉発電所虫所山堰堤までの区域は、9月1日から12月31日までの期間をにじますを目的とするフライ・ルアー釣専用区とし、他の漁具漁法での遊漁を禁止する。なお、持ち帰りできるにじますの尾数は1人1日2尾以下とする。

2 第1項のにじますを目的とするフライ・ルアー釣によりあまごが釣れたときは、直ちにこれを再放流するものとする。

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間
ます(あまご)	3月1日から8月31日まで
ます(にじます)	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合及び第7条第3項に規定する納付場所に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
焼山橋から林道沿い焼山川上流2,600メートルの所にある焼山川と林道の交差する地点までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川の合流点から林道青笹線沿い青笹川上流2,500メートルの所にある地籍調査標柱までの区間	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
青笹川と樽川との合流点から、樽川に	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで

おける中国電力送電線東山口幹線の鉄塔 141 号と 142 号を結ぶ線と樽川との交点までの区間		
七瀬川と折休川の合流点から折休川における鹿之打橋までの区間	全漁具、漁法	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
玖島川音丸橋下流及び小瀬川枇杷ヶ原水位観測所下流の区間	全漁具、漁法	9 月 1 日から 11 月 30 日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下は無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 項ただし書に規定する方法により納付するときは、500 円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣	日券 3,000 円	年券 10,000 円
	ちょんがけ、水眼、投網		年券 15,000 円
ます (あまご)	竿釣	日券 1,600 円	年券 5,000 円
	竿釣のうち第 3 条第 1 項表中の溪流釣	日券 3,000 円 半日券 2,000 円	
ます (にじます)	竿釣のうち第 3 条第 1 項表中のフライ・ルアー釣	日券 3,500 円	

2 前項の規定にかかわらず、専用区におけるますの溪流釣及びフライ・ルアー釣を除き、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具・漁法は、遊漁することができる。また、内水共第 5 号及び内水共第 6 号における遊漁についても同様とし、別に納付することを要しない。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣（第 3 条第 1 項表中のますの溪流釣及びフライ・ルアー釣を除く。）による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	吉和川漁業協同組合	広島県廿日市市吉和 737-2	0829-77-2911
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内にける川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記)

(様式第1号) 遊漁承認証

表

裏

No. _____
遊漁承認証
下記のとおり遊漁を承認します
1. 遊漁者 住所 氏名 (年令 才)
2. 認証期間
3. 魚種
4. 漁具・漁法
5. 遊漁区域
6. 遊漁料
吉和川漁業協同組合 ㊤

注意事項
1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. 組合から交付された遊漁承認証をよく見える位置に着用しなければならない。
6. 当組合が特別区を設けた場合は、これに従ってください。
7. いかなる場合に於いても払い戻しはしない。

(様式第2号) 漁場監視員証

No. _____
漁場監視員証
次の者は当組合の監視員であることを証明する。
住所 氏名 (年令 才)
有効期間 年 月 日～年 月 日 年 月 日
吉和川漁業協同組合 ㊤